

私たちの

いしおか市議会

第3号

発行／茨城県石岡市議会 発行人／議長 鈴木 行雄 印刷／高橋印刷株式会社



平成17年
第1回定例会

▲「まち蔵 藍」のひな飾り

主な内容

火災予防条例改正案を可決

住宅用防災警報器等の設置義務づけ 02ページ

新市設置に伴う任命・選任等

各人事案件にいずれも同意 03ページ

一般質問に21議員が登壇 04~24ページ

議会ア・ラ・カルト 34ページ

第1回 定例会

平成17年11月30日～12月19日

定例会としては合併後初となった今回、市長からは平成17年10月～平成18年3月の期間の石岡市各会計予算計14件が提出されたほか、旧八郷町で町長を務めていた菊地氏を助役として選任する議案、市職員の給料月額を平均0.3%引き下げる議案などが市長から提出されました。

また最終日には、新市の設置に伴い、新たに教育委員会委員、固定資産評価審査委員会委員、監査委員、公平委員会委員、人権擁護委員をそれぞれ任命、選任、推薦する議案が提出されました。

火災予防条例改正案を可決

住宅用防災警報器等の設置義務づけ

既存住宅は平成二十三年六月一日
新築住宅は平成十八年六月一日から



議会は、定例会に提出された「石岡市火災予防条例」改正案を全会一致で可決しました。

この改正案は、消防法の改正に伴い、住宅用防災警報器または住宅用防災報知設備の設置を義務づけようとするものです。

石岡市の条例改正案は、その適用時期を新築住宅は改正法の施行期日である平成十八年六月一日から、既存住宅は総務省消防庁が求めている期限いっぱい、平成二十三年六月一日からとする内容でした。

この条例改正案に対し、議員からは、市民が防災警報器等を設置する場合のおおよその費用、市の補助制度の有無、設置しなかった場合の罰則規定の有無、警報器等の規格などについて質疑が行われ、市当局からは警報器等の費用は国産品で八千円から一万二千円程度、米国産品で一千三百～一千四百円程度であること、補助制度はひとり暮らし高齢者の方にのみ日常生活用具給付等事業があること、罰則規定はないこと、規格については日本消防検定協会のNSマークがついているものを



設置願いたいとの説明がありました。

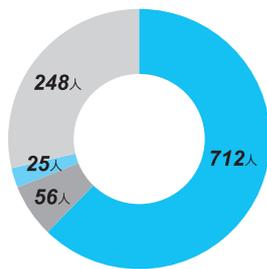
また、議員からは「設置が義務づけられると、悪質な訪問販売が増えることが予想される。これに対する処置をどう考えているか」との質疑があり、市当局からは「市報やホームページで周知を図りたい」との説明がありました。

平成16年度中の住宅火災の死に至った
経過別死者発生状況
(放火自殺者等を除く)

住宅火災による死者
1038人

- 逃げ遅れ
- 着衣着火
- 脱出後再侵入
- その他

(総務省消防庁HPより)



市職員の給料月額

平均〇・三パーセント

削減案を可決

市はこのたび、市職員の給料月額を平均で〇・三%削減し、配偶者に係る扶養手当の支給月額も五百円引き下げて一万三千円とする一方、市職員の勤勉手当と、市長など特別職の期末手当の支給月数は〇・〇五月分引き上げる条例改正案が提出されました。

この改正案に対し、議員からは「合併に際して市長等の特別職は給料を引き上げています。市職員の給料を減額するならば、まず特別職の給料を下げるべきではないか」との質疑が行われ、市長からは「常勤特別職等が決まってから減額に取組みたい」との答弁がありました。

これら審議の結果、この条例改正案は全会一致で可決されました。

上野榮一議員が辞職

当市議会上野議員は、本人からの願い出により一月三十一日付で議員を辞職しました。



新市設置に伴う任命・選任等

各人事案件にいずれも同意など

新石岡市の設置に伴い、第一回定例会には多くの人事案件が提出されました。

議会はこれら議案を、助役の選任の議案については賛成多数で同意、他の議案は全会一致で同意または適任と決しました。

助役

菊田 武雄氏



平成十六年四月に旧八郷町の町長に就任。また、石岡市との合併に際しては合併協議会副会長を務めた。
昭和二十年生まれの六十歳。柿岡在住。

教育委員会委員

鶴巻 勝夫氏（府中）
石橋 凱氏（国府）

固定資産評価審査委員会委員

大槻 光一氏（山崎）
柏木 史彦氏（府中）
寺門 信行氏（小見）
梁浦 雄二氏（石岡）
鈴木 寛氏（旭台）
宮本 俊一氏（石岡）
滝田 國雄氏（柿岡）
杉山 匡氏（部原）
峯 安信氏（上曾）

監査委員

識見を有する者
久保田満男氏（高浜）
久保田健一郎氏（村よ）
議会の議員

石岡市及び事務組合 公平委員会委員

横田由美子氏（つくば市）
仲田 卓氏（国府）
稲田佐武郎氏（柿岡）

人権擁護委員

額賀 密氏（根当）
大塚 郁郎氏（国府）

市選挙管理委員会委員 及び同補充員の選挙

市選挙管理委員会の委員は、石岡市の議員・市長の選挙権を有する方の中から、市議会が選挙によって選出することになっています。このたび当市議会は、下記の方々を委員として選出しました。

また、選挙管理委員会委員については、委員が欠けた場合にすぐ補充ができるよう、あらかじめ補充員も選挙することになっており、議会は補充員の方々についても同時に選出しました。

選挙管理委員会委員

山内 建氏
菊地 和也氏
石川 潤氏
宇田 豊徳氏

補充員

補充順位 1位 窪谷 功
補充順位 2位 菱沼 誠
補充順位 3位 武井 純子
補充順位 4位 大槻 文章

全議員を対象として 議員研修会を開催

二月十日午後、議会は全議員四十二人を対象に議員研修会を実施しました。

講師には、元・都道府県議長会議事調査部長で、地方議

会に関する著作も多くお持ちの野村稔先生をお招きし、「地方分権時代の議会の在り方」を中心に話しいただきました。

地方議会制度のあらゆる面に精通され、かつ、建前だけでは語りきれない議員活動の実際も熟知しておられる先生のお話しに、議員は熱心に耳を傾けていました。

第1回 定例会 Question & Answer

一般質問

第1回定例会では、21名の議員が登壇し、市政一般に関する質問を行いました。

- 一般質問では、議員は多くの事項について質問を行います。ここに掲載しましたのは、その一部を要約したものです。
- 市内施設には、すべての質問を掲載した「会議録」を設置していますので、ぜひ一度ご覧ください。

問 市長は、過日の選挙において「自然と歴史・文化が融合したまち・石岡市をつくる」というスローガンのもと、七つのビジョンを掲げて当選されました。そこで、それらのうち「発展基盤を整備して飛躍するまち」の具体的政策について伺いたいと思います。まず、昨年八月に開通したつくばエクスプレスについて



くし すすむ
國 司 進 議員

Question

市長の選挙公約の実現に向けた
具体的政策とは何か

Answer

つくばエクスプレス開通が市のプラスとなる
よう周辺自治体と連携した方策を進めたい

ですが、その相乗効果として、つくば駅から筑波山神社、または蔵のまちづくりをしている桜川市（旧真壁町）方面へのシャトルバスが東京方面からのお客さんで賑わっていると聞きます。石岡市としてもつくば駅と八郷地区の結びつきを強化するべきと考えますが、公共交通網の整備計画を伺います。

また、石岡に常磐自動車道の追加インターチェンジ（IC）を設置する場合、工費は三十億円と試算されていますが、ETC専用ICなら三分の一の工費で済むと聞きます。石岡IC早期実現のためにはこの手法を導入すべきだと考えますが、市長のお考えを伺います。

市長 つくばエクスプレス開通に伴い、新たな集客が期待できるようになりました。つくばエクスプレスを起点とした周遊ルートとして、県が主体となってシャトルバスのモデル運行も実施されています。当市に関係するルートとしては、つくば駅から筑波山を経由し、風返峠から湯袋を下り、八郷地区の「ゆりの郷」や果樹園を訪ねる日帰りコースがあります。これは十月から十一月の休日のみ運行する期間限定ですが、毎便二十〜三十人の乗車があったと聞いています。

今後は、つくばエクスプレス開通が当市にとってプラスになるようさらに検討・研究を行い、シャトルバスの運行結果なども検証して、県や周辺自治体と連携した方策を進めていきたいと思っております。

次に石岡ICについてですが、国土交通省は既存の高速道路の有効活用、または地域経済活性化を推進するため、建設管理コストが軽減可能なETC専用のスマートICの導入を検討していると聞いています。そのため、スマートICの運営上の課題を把握す

るため、一般道に容易に接続可能なサービエリアやパーキングエリアにETC専用の仮出入口を設置する社会実験を都道府県と共同で実施しています。社会実験は平成十六年から全国三十五か所で行われており、県内では友部サービスエリアで行われています。また、水戸市の国道一・二三号線と常磐自動車道との交差点部に、高速道路本線の高速バス停の加速・減速車線を利用してのETC専用のスマートICを全国で初めて設置することになっており、平成十八年夏頃から実験を開始すると伺っています。

しかし、平成十七年十月一日に所管が日本道路公団から東日本高速道路株式会社へ移管されたため、新設ICの具体的制度や方針がいまだ明確ではありません。これらが明確になり次第、その方針に従って新設ICの調査・検討を行い、決定していきたいと考えています。

通告書の内容は

①新生石岡市の初代市長の選挙公約について

Question

市指定ごみ袋の使用義務づけ
地区により回収の取扱いが異なるのはなぜか

Answer

石岡・八郷両地区において、
袋の形状・収集方法を統一していきたい



かわむらりょういち
川村良一 議員

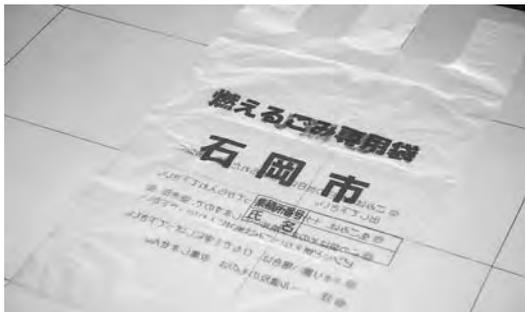
問 旧・石岡市エリアにおいては、十月一日からゴミの出し方が変わったため、住民は大変戸惑っています。市指定ゴミ袋の使用が義務づけられ、さらに集積所番号とフルネームを書かなければ回収してくれません。

しかし、八郷地区は石岡地区と焼却所が異なっているため、市指定ゴミ袋を使う必要はありません。市当局は「八郷地区で市指定ゴミ袋の使用義務づけを実施するためには、十分な周知徹底が必要」とも言っていますが、市当局は石岡地区でそれを十分行ったと認識しているのでしょうか。

また、担当課に確認したところ、平成十七年四月～八月の市指定ゴミ袋の売り上げは

九十万～百万円でしたが、九月、十月は一挙に四百万円近くに増加しています。同じ市の住民でありながら、居住する地区によって差異があるのはおかしいと思います。

さらに、このゴミ袋の売り上げについては、支出項目が限定されている目的税（都市計画税）のように、ゴミ収集等の問題や、使い勝手のよいゴミ袋の作成等に充てていただきたいと思いますが、お考えを伺います。



▲石岡地区では市指定ごみ袋の使用が義務づけられた

生活環境部長 ご指摘のとおり、石岡地区のゴミは霞台厚生施設組合、八郷地区のゴミは新治地方広域事務組合で処理しています。合併後も両地区が従来の方法を続けることになったのも、この両組合の設立の経緯及び処理能力の違いなどによるものです。

石岡地区につきましては、十月からゴミ処理の有料化を目指して指定袋の使用徹底を開始したところですが、私どものPR不足ということで、市民の皆様、関係者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことににつきまして、あらためてお詫びを申し上げます。

なお、フルネーム明記については平成五年度から実施して来ましたが、合併を機にあらためて市民の皆様にお願いたしましたところでは、これについては、あくまでゴミ減量化をお願いすると同時に、皆様に自分が出すゴミに責任をもっていたいただきたい、という趣旨でお願いをしているものです。

ゴミ袋については、八郷地区においても新治地方広域事務組合が指定するゴミ袋が販売されていますが、使用率は低いようです。現在、石岡地

区のゴミ袋について形状の見直しを進めていますので、これが決定次第、八郷地区と形状を統一していきたいと思えます。

両地区における収集方法の統一については、八郷地区においてゴミ袋の販売方式変更が必要になるため、一定の準備期間が必要になります。今後、可能な限り両地区の統一に努めていきたいと考えています。

また、ゴミ袋販売によって得た収益ですが、旧石岡市においてもゴミ収集カレンダール、資源ゴミ回収事業補助金、生ゴミ処理減量化補助金に充当してきました。今後も販売による収益はゴミ減量化事業などに充てていきたいと思えます。

通告書の内容は

- ①ゴミ問題について
- ②石岡市の防犯行政について
- ③文化行政について

Question

学校給食の外部委託
当市では導入する考えがあるか

Answer

給食センターの改築とあわせて
検討していく必要がある



お ぶき たけ お
小 吹 武 男 議員

問 新市建設計画は旧石岡市総合計画の内容が多く盛り込まれていますが、この中には行政改革に逆行していると思わざるを得ない事項があります。それらの中から、学校給食について伺います。

新聞報道によりますと、「行政改革を阻害する象徴ともなっている市町村の学校給食の外部委託比率は、全国平均

でわずか四十四パーセント、しかも、一般的に財政基盤の脆弱な町村ほど比率が低い。行政改革に背を向けていると見られても仕方なろう」と指摘されています。学校給食の外部委託は、行財政改革に積極的に取り組む横浜市などの自治体が導入しています。当市においても、先進地を参考に取組んでいただきたいと考えます。そこで、石岡市ではなぜ今まで外部委託を実施しなかったのか、また、今後の方向性について伺います。

次に、給食の配送業務の委託についてですが、合併前に旧八郷町が三業者に委託していたのに対し、旧石岡市では一業者のみに長期間にわたって委託しておりました。高い委託料にも関わらずなぜこのようなことが行われてきたのか、

また、なぜ複数の業者に委託して経費節減に努めることをしないのか、伺いたいと思います。

教育長 平成十六年度の学校給食基本調査によりますと、茨城県内の給食実施状況は、共同調理場を利用する学校が五百九十五校、単独方式が二



百十八校、これらの外部委託率は、共同調理場が七割、単独方式の学校では二割です。石岡給食センターは、昭和四十七年八月に開設し、調理場の老朽化が進むなど安全面での問題を抱えて現在に至っています。調理業務の委託については、現在計画している新しい施設の改築とあわせて検討していく必要があると考えております。

次に配送業務については、石岡給食センターは、開設以来その業務を一社に委託しています。開設当初から委託している業者であり、衛生マニュアル等の業務内容を熟知して

いますし、配送車についてもコンテナに合わせた車体の特殊車両であることから、継続して契約し、現在に至っています。八郷給食センターとは配送業務委託の方法や運転手の待遇などの委託内容に違いがあります。合併を踏まえ、各給食センターの委託内容を精査して、統一していく必要があると考えています。

教育次長 八郷・石岡それぞれの給食センターの配送業務は、配送車の往復回数や運転手の待遇などに異なる部分がありますが、十八年度の予算編成に向けて、これらの違いについて十分精査して修正を図ってまいりたいと考えております。

通告書の内容は

- ①十一月六日施行の市長選挙の公約と新市建設計画の主な内容について
- ②学校給食について
- ③窓口業務について



Question

新市の基本となる「総合計画」
いつごろまでに協議し、策定していく考えか

Answer

「新市建設計画」を基本として
平成十九年三月までには策定したい



ひしぬまかずゆき
菱沼和幸 議員

問 現在の経済・社会情勢には皆様ご存知のとおり厳しいものがあります。そのような中においては、予算を取り巻く環境の改革、つまり規制緩和を徹底して推進することが必定であると考えます。

市長は所信表明の中で、まず新市建設計画を基本として総合計画を早急に策定したいと述べられておりますが、いつまでに協議をし、策定されるのか。また、将来の人口推移と近隣との合併をどのように考えているのか具体的に伺います。

次に、AED（自動体外式除細動器）についてお伺いします。心室細動の治療は緊急を要するため、救急車や専門の医師の到着を待っている

手遅れになる場合があります。緊急医療体制の確立のためにも、誰でも使えるAEDをさまざまなところに備え、いざというときにはそこにいる人がすぐに手当を行えるような体制を整備することが必要であると思えます。そこで、当市でAEDを備えている事業所や公共施設はどこなのか。そして市職員に対する救命講習や普及活動の現況と、今後の推進についての見解を担当部長にお伺いします。

市長 総合計画は、新市建設計画を基本として平成十九年三月までに策定したいと考えています。将来的な人口推移と近隣との合併については、十七年の四月に内閣府から出された「日本二十一世紀ビジョン」という報告書によると、基礎的自治体の人口は三十万人以上のことであり、今後、国などの動向を見極め検討されていくものと考えています。



▲普通救命講習会では、AEDの講習を行う

消防長 市内におけるAEDの設置は、民間のスポーツクラブに一台設置してある状況ですが、消防署では、月一回、市民を対象としたAEDの取り扱いができる普通救命講習会を実施しています。さらに市内の事業所等にも講習会の案内をしています。講習会の要望は非常に多く、救急救命士が指

導にあたつているところで、また、市職員に対しては、職員研修時に普通救命講習会を実施していますが、AEDが講習の科目に入っていないはまだ実施してございません。今後は、市の施設にAEDを設置し、取り扱いのできる職員を備え、緊急時に対応できるように要望していきたいと考えています。

総務部長 市職員に対するAEDによる救命講習については、行っていないのが現状です。県内には公共施設にAEDを備えている市町村がありますので、職員研修で取り扱える職員を育成するとともに、設置を考えてまいります。

通告書の内容は

①新生石岡市の未来構想について

Question

児童・生徒の安全を守るため、
防犯器具の設置や防犯訓練を行っているか

Answer

警察との連携を図った防犯訓練や
通学路の危険箇所の確認等を行う



かね こ よし お
金子悦郎 議員

問 従来、学校は子どもたちにとって一番安全な場所であると言われてきました。しかし、大阪・池田小学校で児童殺傷という痛ましい事件が起きて以降、学校内における防犯対策が重要視され、防犯器具が設置されてきたところです。そこで、当市では学校の防犯対策や防犯器具の設置についてどのような考えを持っている

のか伺います。
全国的に学校不審者の侵入などの事件が数多く起きていますが、これらの事件の中には、設置した防犯器具を生かせず対応が後手に回ったケースもあるようです。安全を守るための対策をとるのに、早すぎるといふことはありません。常日頃から危機感を持ち、教職員や保護者、地域の住民の方、また警察など、関係機関相互の協力体制が必要となります。そこで、市内の小中学校ではこれまでどのような訓練や対策をとってきたか伺いたいと思います。
また、目に見える安全対策として、地域の交通事故の多発場所や不審者・変質者に注意の必要な場所等を地図に落とし、安全マップを作成することが非常に重要とされてい

ます。このようなマップの作成について、担当ではどのような考えをお持ちですか。お尋ねします。

教育長 下校途中の児童を狙った事件が全国で起きるなど、大変憂慮する事態と考えております。市内においても不審者に声をかけられたとの報告が寄せられていますので、各学校では、児童生徒に対して



▲通学路では交通安全指導員が児童の安全を守る

不審者に声をかけられたときは対応せずに逃げる、友達と一緒に登下校するなど、指導を行っているところです。また、防犯ブザーの配布、危険箇所の点検や教職員・PTAによる巡回指導など、現状に即した取り組みを進めています。警察との連携を図った防犯訓練も実施し、教職員対象には不審者の侵入の防ぎ方や警察への通報の仕方の訓練、また、児童生徒を対象として、通学路や校舎内で不審者に会った場合の逃げ方などを指導してまいります。今後も、子どもたち自身に命を守る方策を指導し、家庭で話し合う機会を設けるなど、啓発を行ってまいります。

また、各小中学校では、警察署や交通安全指導員、PTAなどの協力を得て通学路の点検を実施しています。通学路の安全確保について

改めて指導してまいります。下校時に一人となってしまう児童に対しても、保護者と連絡を取って対応するなど、指導してまいります。

安全マップについては、各学校や市民生活課と連携し、作成に向けて取り組みを始めた。それらをもとに、安全意識の啓発と事故防止に努めていく考えです。

生活環境部長 地域安全マップについては、教育委員会と協力し、平成十八年度を目的に作成をして、事件・事故の防止の一翼になればと考えております。



通告書の内容は

- ①教育行政について
- ②福祉行政について

Question

観光客の誘致や利便性向上のため、朝日トンネルの早期実現が望まれる

Answer

整備手法や財源の目途が立たず、本格的な事業実施にはいたっていない

問 新市のまちづくりについて質問いたします。
豊かな自然を有する八郷地区は、観光果樹園などに多くの観光客が訪れております。つくばエクスプレスの開通に伴って、都市の利便性と豊かな自然の魅力を併せ持つ「つくばスタイル」に大きな期待が寄せられている中、市長の公約である朝日峠トンネルの実現は、新生石岡市の発展に欠かせない最大の課題であると思えます。現在の朝日峠は、路面の凹凸や冬季の路面凍結など、観光客が八郷地区に足を延ばしにくい状況です。観光客の誘致はもちろん、地場産業の育成、利便性向上のためにも朝日峠トンネル化の早期実現が望まれます。そこ



鈴木 せつ子 議員

で、トンネル化の現在の状況と今後の計画についてお伺いいたします。
また、新たな石岡市は、自然と歴史という地域特性を活かしたまちづくりが求められます。石岡地区においては多くの歴史遺産を活用し観光客を誘致する方策が必要で、八郷地区には自然や観光果樹園のほか、数多くの茅葺き民家が残っており、この保存と茅葺き民家の確保、後継者育成が大変重要な課題です。そこでこれらの歴史・文化と自然を活かしたまちづくりを進めるため、どのようなことを行っていくのか、伺います。



▲茅葺き民家の保存は、まちづくりの上でも重要な課題

経済部長 歴史の里を生かした観光客の誘致については、従来、旧石岡市・旧八郷町各々で実施していたワンデープランを、石岡の酒蔵見学、座禅体験と八郷の温泉、季節の果樹狩りなど、特性を生かした内容を組み合わせ実施したり、サービスエリアや東京駅等で積極的に観光キャンペーンを行うなど、観光協会と一体となつて観光行政を進めていきたいと考えます。

茅葺き民家については、旧八郷地区に約六十棟、風土記の丘に十六棟ありますが、今後、葺き替えは避けられない状況です。旧八郷地区ではボランティアによる茅葺き屋根保存会が設立され保存に努めています。茅葺き民家の確保と後継者育成は大きな課題でもありますので、保存会と連携しながら取り組んでまいります。これら旧石岡と旧八郷の持つ歴史と自然の融合を図りながら、新市のガイドブック作成や観光資源の再構築をし、まちづくりを進めていきたいと考えます。

建設部長 朝日峠のトンネル化計画は、県南地域の主要都

市を結んで地域間交流を促進し、地域振興を図ることを目的としています。平成十三年度から自然環境調査、十四年度からはルート等の概略説明会を実施しています。本事業の実現に向け、昭和六十三年から整備促進協議会の活動を開始し、陳情を繰り返し行ってききましたが、整備手法や財源の目途が立たず、本格的な事業実施にはいたっておりません。今後とも、実現に向けて県とともに検討をしていきたいと思えます。

市長 朝日峠トンネル化の実現については、事業主体や財源確保の方策などを、県や関係機関とともに慎重に検討してまいりたいと考えております。

通告書の内容は

①新市のまちづくりについて

Question

八郷総合支所長の権限が不明確なことで
総合支所のサービス低下を招いてはいないか

Answer

市民本位の行政に努めるよう指導し
サービスを低下させない配慮をしている

問 新市における諸問題のうち、まず八郷総合支所の位置づけについて伺います。仄聞するところ、八郷地区の方にとって総合支所でのサービス内容は、合併前と比べて非常に低下しているようです。その原因として、私は総合支所長の役割が明確でないことが挙げられると考えます。現在の組織において、総合支所長には権限も予算もありません。人員配置も僅か八十一人ということですが、この問題を市長、そして旧八郷町長である助役はどのように考えているのか伺います。

また、新市の組織機構における市長公室と企画部の関係についてですが、私にはこの両者の役割に重複している部



まえしまもりまさ
前島守雅 議員

分が多いように感じられます。市役所全体の課の数も五十二から五十六に増加しており、これらは「行政の簡素化」に逆行していると考えられるわけですが、見解をお聞かせ願いたいと思います。

さらに市長、助役など常勤特別職の給与についてですが、平成十七年三月に五割の削減を実施したにも関わらず、合併時には再び元に戻してしまいました。市長は、「各特別職を選任した後に減額を視野に入れて相談する」と言っていました。助役が決まった今、どのように考えているのか伺います。



市長 総合支所の位置づけについてですが、ご指摘のとおり支所長に予算の決裁権はありません。しかし、職務権限としては組織及び事務執行に関すること、及び行政責任である管理監督等を含めての職務があります。

総合支所におけるサービスにつきましても、市民本位の行政に努めるよう指導しており、基本的に、できる限りサービスを低下させないよう配慮しているところです。各課の業務のうち、窓口業務を主に位置づけたわけですが、今後、不都合な点を含めて検討していきます。

次に、市長公室と企画の役割についてですが、市長公室の政策推進室は、「市が取り組むべき事業及び施策に関する調整事務」、「市長が取り組む課題を調査し、あるいは研究し、各部局間の連絡調整を実施すること」、「市全体で取り組むべき危機管理に対する連絡調整」、さらには「議会との連絡調整等」であり、市の政策的課題に対応した内容を行うものです。企画課は、大きくは「総合計画策定」、ま

たは「実施計画に関する各部局間の調整及び進行管理」、さらに「行政評価に関すること」などの役割があり、今後取り組むべき重要な政策的課題も含め、総括的に進めていく部署です。

特別職の給与につきまして、特別職がそろった時点（平成十八年二月十日現在では、収入役が不在）で削減することで対応したいと思えます。

助役 八郷総合支所については、合併協議におきましては、住民サービスの低下を招かない組織とするよう、市長に申しあげております。

また、助役といたしましては、合併前のサービスを維持できるよう職員等を指導してまいりましたし、今後も職員の意識向上を図っていきたいと思っております。

通告書の内容は

①新市長の選挙公約について

Question

農業委員会委員の定数と選挙区について再検討する考えはあるか

Answer

有識者による審議会の設置も含めて前向きに検討していきたい

問 農業委員会委員の定数削減と選挙区の件ですが、平成の大合併は行財政の効率化による財政再建が目的であり、その目的達成のために新生「石岡市」が誕生いたしました。平成十八年度に予定されている選挙による委員の定数削減がされず、また、選挙区も一選挙区と決まったわけですが、この決定にあたっては、なぜか合併協議会の手から離れ、旧市町の農業委員会に委ねられ、諸々の問題から調整が図られず、挙句の果てに法で定めた上限の数三十名（旧石岡市十五名、旧八郷町十六名）として上申され、同協議会ではそのまま承認し、しかも専決処分によって条例化されたわけですが、合併目



いいむらよしお 飯村嘉男 議員

的の経費節減の一因をなす農業委員など非常勤特別職の定数削減が図られなかったことは納得できません。参考までに申し上げますと、かすみがうら市十七名（二十九名。以下括弧内は旧市町村の定数合計）、稲敷市二十五名（五十一名）、筑西市三十名（四十七名）、行方市二十四名（四十七名）であり、選挙区はいずれの市も旧市町村単位であります。

市長 農業委員会委員の定数については、合併協議会において協議がなされ、調整されてきました。その結果、新市の税源移譲などを理由に、約三十名減額される見込みであります。このような状況を鑑みたと、市長は定数削減と旧市町を単位とした選挙区とすることについて、有識者による審議会を設置して再検討する考えがあるか伺いをいたします。

*数字は、合併後最初の選挙後の条例定数
()内は現在委員数



①農業委員会の選挙による委員の定数及び選挙区について
通告書の内容は

の委員の定数は、選挙による委員三十名、法第十二条第一号委員四名、法第十二条第二号委員四名以内と決定され、選挙による委員については専決処分によって条例化されたこととは指摘のとおりです。定数の削減や選挙区のあり方については、財政状況や県内の先進合併市等の状況、今までの農業委員会での協議なども踏まえたうえで、有識者による審議会設置も含め前向きに検討していきたいと思っております。

Question

市内中学校での暴力事件
市としての対策と指導の状況は

Answer

生徒への指導を行うとともに
PTAと協力し、生徒を守る体制を構築する

問 市内の中学校で起きた暴力事件は、社会の変化が大変激しい現代において、学校・家庭・地域のバランスが崩れていることが背景にあると考えます。これは、被害者も去ることながら、加害者にとっても、人生における中学校という大変重要な時期であり、その後の人生に大きく関わってくる問題ではないでしょうか。それらを踏まえ、この問題についてあえてここで取り上げたいと思います。

は じめにこの事件に対する当該校への指導の状況と、学校の生徒に対する指導、さらに事件後も脅しやいやがらせが続いていると聞きますが、どのような対策を行っているのか、加害生徒への指導の状



むら やま ゆたか
村 山 裕 議員

況も含めて伺います。また、学校サポートチームという組織が発足しておりますが、今回のような問題は要因が非常に複雑化しており、子供の問題だけではなく社会の問題についても、その中で議論をしていく必要があると考えています。それらを踏まえ、学校サポートチームができた経緯と現在までの動向について伺いします。



教育次長 学校では、日ごろから生徒たちに、命の尊重や暴力はいかなる場合にも許されないことなど集会等で指導してきました。今回の事件については、被害生徒の保護者などから集会を開くよう要望がございました。しかしながら被害生徒を守る義務とともに、加害生徒を守る義務があり、集会を開くことで加害生徒の特定がなされ、著しく人権が侵害される恐れがあることから、集会は開かず加害生徒への指導を続けてまいりました。

加害生徒に対しては、暴力では何も解決されないこと、暴力はいかなる場合にも許されないことなどを繰り返し指導し、さらにこの暴力行為に対する反省と被害者への心からの謝罪について考えさせました。

教育委員会から当該中学校に対しては、加害生徒へ呼び出しや言いがかりをしないように注意するとともに、その保護者にもお願いをすること、また、加害生徒の様子に改善が見られない場合は出席停止の措置をとること、さらに、被害生徒が安全に安心して学

校に来られるような具体策を被害生徒の保護者に示すことなどの指示をいたしました。事件後は、各階フロアに職員を配置したり、生徒が授業で教室を移動する際には必ず職員が同行するなどの対策をとったり、おやじの会やPTAなどにも呼びかけ、生徒を守る体制づくりを進めています。

次に、学校サポートチームについてですが、県の委託事業として、市内の小中学校が教育委員会とともに関係機関と連携し、生徒指導上の問題行動に対応するために設立されました。これまで児童虐待、授業妨害、暴力行為、不登校など、三十三件の問題に対応してまいりました。今回、事件の起こった中学校に対しては、サポート指導員が毎週月曜日に訪問し、教職員のサポートから生徒のケアに努めております。

通告書の内容は

①市立中学校暴力事件について

Question

風返峠から当市へ観光バスを誘引するため沿道の樹木の状況を改善してはどうか

Answer

バスが快適に運行できるよう早急に指摘個所の確認をしていきたい



つかやしげいち 塚谷重市 議員

問 これからの自治体は、財源確保のために自ら施策を考えて行かなければなりません。そして、新石岡市としては、歴史と自然景観を活用した観光客誘致を強力に推進し、財源確保に努力すべきであると私は考えています。そこでまず伺いするのは、筑波山・風返峠から石岡市へ

の観光バス誘引についてです。これを実現する上で最大の障害となっているのは、湯袋観光道路と県道月岡真壁線の沿道に生い茂るスギ、ヒノキ、サクラなどの樹木です。つくばエクスプレスの開通で筑波山が再び脚光を浴び、山を越えたところの桜川市には、連日バスツアーが訪れています。しかし、風返峠から八郷地区を経て石岡へ下りる観光バスはほとんどありません。どんなに素晴らしい観光施設があっても、お客が当市に來なければ地域は活性化しません。なぜ風返峠から八郷地区へ観光バスが下りないのか。理由は幾つかあるようですが、観光会社やバスのドライバーの方々に話を聞きますと、沿道に茂っている樹木の枝がバスの通行の妨げとなり、時にはバスのアンテナ等を破損することもあるため、関係者の間に「石岡地区へは下りない方が安全だ」という話しが伝わっているようです。そこで私は、観光会社の企画担当者やドライバーの方にモニターをお願いして障害となる箇所を指摘してもらい、

これを改善して行くことが最善の策と考えますが、市当局のお考えを伺います。



都市建設部長 筑波山には、年間二百万人の観光客が訪れると言われており、これらの観光客を誘引することは、当市の観光行政に大きな影響を与えるものと考えています。そのような中、通称・湯袋観光道路はご指摘のとおり樹木の枝が車道へはみ出し、大型観光バスの通行に支障を来していると聞いています。このことについては、旧八

郷町でも議会等からの指摘に基づいて対応してきたこととですが、バスが快適に運行するためには、未だ十分とは言えない状態だと思っております。私どももいたしましては、早急に指摘個所の確認をして行きたいと考えています。また、風返峠料金所付近のUターン場所の改善要望もありますので、八郷総合支所の建設課長とも協議をし、計画的に進めていきたいと考えています。

市長 議員からご提案いただいたとおり、観光バスのガイドさんや関係者、有識者等にバスへ乗車願ひ、意見を聞くことなどを計画していきたいと思っております。

通告書の内容は

①新・石岡市における観光ビジョンについて

Question

石岡給食センターの建設事業
設計変更と聞くと、今後の計画はいかに

Answer

十八年度には工事を完了し、
翌十九年九月から業務を開始する予定



まえ しま たか もと
前島 孝元 議員

問 給食センター建設事業につきましては、すでに合併協議会で決定がされ、合併特別債を充てることになっております。私も以前から食の安全、調理員の働く環境等を目的にしたりしまして、早く建て替えるべきと認識しております。合併前の当初計画では、十七年度の工事着工予定で進められておりましたが、合併実施により十八年度に工事着工予定となりました。

ここれらの実施設計は十六年度決算（十七年三月末）で約一千八百万円です。すでに承認され、完了しております。そこでお尋ねしますが、現在の進捗状況はどこまで行っているのか。それと、今後の建設計画について、どのような計画になっているのか、お尋ねをしたいと思います。

また、設計完了後、六か月たらずのうちに今回の予算（十七年度一月～三月）の中に、設計変更委託料一千万円が計上されておりますが、変更する理由と具体的に見直す項目についてお尋ねをします。

教育次長 平成十六年度に用地を取得し、十七年度に工事着工の予定でしたが、合併特別債を活用して建設するため、現在、十八年度に建設する計画で進めております。今後の建設計画としては、十八年三月までに設計の見直しを行い、十八年度に工事完了、十九年



の九月から業務を開始する予定です。

今回設計を変更する理由ですが、財政の厳しい中、できるだけコストを削減する必要があるので、具体的な見直しを行うものです。具体的には、工法、材料の見直し、設備工事については機能の見直しによるコストダウンの検討、外溝工事、排水工事等の見直し、また、実施設計が完了してから発注の時期が一年先送りになったことに伴う建築資材や調理器具などの規格、型式の見直しを行います。

通告書の内容は

- ① 石岡市特別職の職員で常勤のものとの給与について
- ② 職員の職務の級について
- ③ 給食センター建設について

Question

イノシシによる被害に救済制度を打ち出し
山間地帯の農業振興につなげる考えは

Answer

有害鳥獣捕獲員を委嘱し
捕獲による個体数の管理に取り組む

問 人間にとって一番大事な食糧を生産し、安定的に供給するという役目の農業は、重要な産業でありその振興を図ることは、食糧の自給率が年々低下して、国民の食糧の大半を輸入に頼っている日本の食糧の安全保障にとって重大な問題であります。

また、農業は国民食糧の安定供給と併せて国土の景観を保全して、「国民にやすらぎと憩いの場を提供する」という大切な役割も担っています。したがって新市の中でも重要な農業と位置づけて、十分な振興対策を考えていただきたいと思っています。そこで、私は議員就任以来一貫して農業問題について、質問、提言、要望等をしてまいりましたが、



鈴木 光雄 議員

今回は山間部の農家が今一番困っている有害鳥獣のイノシシの防除対策について、質問要望等を申し上げたい。去る十一月二十七日の茨城新聞でも一面トップで取り上げ「イノシシの急増で農作物の被害が続出し、農家はその防除対策に追われている」そして、「桜川市、つくば市をはじめ、県北市町では、助成制度を創設して農家を救っている」との報道がされていま

す。広大な山林をもつ当市としても他の市町に劣らない救済制度を打ち出して、危殆に瀕する山間地帯の農業を振興していただきたいと考えるが市長、部長の見解をお聞かせ願いたい。

経済部長 旧八郷町においては、茨城県猟友会八郷支部の会員の方の中から二十三名を



▲有害鳥獣捕獲隊によるイノシシの捕獲の様子

有害鳥獣捕獲員として委嘱をし、有害鳥獣捕獲事業を実施してまいりました。新市においてもこれまで同様に実施していきたいと考えています。さらに県でも、イノシシの保護管理計画を策定し、捕獲による個体数の管理に取り組んでおり、旧八郷町もこの対象地域になっています。それらを踏まえ、今後もイノシシの捕獲事業を継続していきたいと考えています。

市長 八郷地域の山間地帯で、農作物の被害が年々増加していることは私も承知しております。現在実施している有害鳥獣捕獲事業を今後も引き続き実施していきたいと考えています。防除対策については、農作物の被害軽減、農業振興の面から、助成も含めて対応していきたいと考えています。

通告書の内容は

①農業の振興対策について

Question

新生石岡市の船出にふさわしい記念事業として、
両地区の融和を図るスポーツ事業を実施してはどうか

Answer

新市の融合を図る上で、イベント開催は有効
十八年度に向けて、事業を検討していく



ひしぬま いち お
菱沼 一夫 議員

問 合併記念事業についてお尋ねいたします。市長は、常々合併後は両地区の融和を図りながら、誰もが輝く、そして個性豊かなまちづくりをするんだとスローガンを掲げております。また、新市建設計画の中でも、石岡・八郷双方の住民が一体感を醸成するため、C1、いわゆる市の統一的イメージ戦略、あるいはイベントなどソフト面での施策や事業の必要性を説いておられます。当然これからの仕事であると思われませんが、もうすぐ平成十八年、一本化された本予算、真に新生石岡市の船出ということになります。そこで市長にお伺いいたします。これにふさわしい合併のための記念事業は、何か計

画されているのでしょうか。ここで私から提案を申し上げたいと思います。現在合併を期に石岡、八郷の体協が一緒になり、子供から大人まで参加のできるスポーツはなんだろうかと検討しているのとことです。そこで浮かび上がりましたのが、つくばシティマラソンならぬ、合併記念石岡ロードレース大会であります。両市民が一緒になり、行政が、各種団体が協力し、ボランティアの方々を支え合う大きなマラソン大会、こういう夢の事業が実施可能ならば、私は大変うれしく思います。市長、担当部長の答弁を求め



企画部長 各種のイベントや大会については、新市誕生後にもすでに実施はしておりますが、年度途中の合併であり、開催計画や予算が旧市町においてなされているため、従来どおりの開催となっております。

平成十八年度以降のイベントや大会の実施については、市民すべてを対象として実施できるように現在調整を進めております。なお、合併記念事業については、平成十八年に記念式典を開催する予定でございます。それ以外の記念事業につきましては、現在、検討しているところでございます。

市長 新市における融合と一体感の醸成という観点からもハード・ソフト両面からの事業が必要であり、重要であると考えています。各種のイベント、大会等については、特にソフト面からの融合を図るという点では、最高に効果があると思っております。十八年度以降のイベントや大会等については、市民すべてを対象として実施できるよう調整を進め、石岡・八郷両地区の

交流を促進し、速やかに住民の皆さんの一体感が図られるように努めてまいります。
ご提案の合併記念事業としてのマラソン大会の開催については、合併記念としてふさわしい事業ではないかと考えておりますので、十八年度に向けて検討してまいります。



通告書の内容は

- ① 八郷総合支所の活用について
- ② 合併記念事業について

Question

陸上競技会や社会体験に充当する「児童生徒派遣費」
来年度の予算編成に向けた考えは

Answer

旧石岡・旧八郷の予算内容を精査し、
バランスの取れた予算要求をしていきたい

問 教育費の小・中学校費の中の児童生徒派遣費についてお尋ねいたします。この派遣費は陸上競技会、音楽会、社会体験、職場体験等に充当するものであります。私の調べたところ、平成十七年度の派遣費は、小学校、中学校合せて旧石岡市が二百九十万円、旧八郷町が七百万円であります。この予算は、八郷を百にすると、石岡の予算は四十一・四割という少なさです。十八年度は合併したことにより、市内催事の開催地が遠くなる等、交通費については合併前に比べ相当な経費増になると思われます。もし、十七年度の旧石岡市のような予算計上になると、保護者の負担増は必至です。



おかのたかお
岡野孝男 議員

次に、負担金補助及び交付金等についてお尋ねいたします。十七年度の負担金総額で旧石岡が四十五万五千円、旧八郷百九十九万六千円。補助金は旧石岡が五百八十一万八千円、旧八郷が一千二百二十万八千円であります。このように負担金、補助金とも児童生徒数の少ない八郷のほうが厚く、児童生徒数の多い石岡のほうが薄いという現状です。平成十八年度の予算編成に際して、旧石岡市のような教育費の予算計上になると、保護者の方々の負担増につながると私は思っています。納得いく答弁をお願いします。



教育長 平成十七年度教育費のうち児童生徒派遣費の予算は、小学校で旧石岡は九十五万円、旧八郷が六十万円。中学校では旧石岡が二百三十四万円、旧八郷は六百三十二万円となっております。旧石岡市においては、関東大会以上に出場する場合は、補正予算や予備費で対応してまいります。

次に、小・中学校費の平成十八年度における予算編成方針について申し上げます。これまでの旧石岡市・旧八郷町における教育諸条件の違いから、予算費目によつては旧石岡市のほうが手厚い部分もあれば、逆に旧八郷町のほうが手厚い部分もありました。十八年度の予算編成については、市長の予算編成方針に基づき要求してまいりたいと思っております。

ご指摘の児童生徒派遣費等については、厳しい財政状況の中、合併に伴う調整結果等も踏まえ、旧石岡・旧八郷の内容を精査し、学校からの要望等も勘案したうえでバランスの取れた予算要求をしていきたいと思っております。ただ合併後の当市の財政も厳しい

状況にあり、経費の節減、見直しは避けて通れない命題であることもご理解いただきたいと思います。教育費の負担金補助及び交付金については、合併に伴い消滅する負担金もありますが、それ以外は両市町ともほぼ同様となっております。予算計上に際しては、内容をよく精査し、予算の一元化を図ってまいります。



通告書の内容は

①県指定史跡「瓦塚遺跡」の整備と平成十八年度教育費の予算編成方針について

Question

巡回バス利用者の着実な増加にもかかわらず
なぜデマンド交通に切り替えるのか

Answer

安価な料金できめ細かなサービスが提供でき
財政負担もより少なくすることが可能



徳増千尋 議員

問 巡回バスが必要であるというところで、私なりに真剣に取り組んでまいりました。この度、巡回バスが廃止されるということが一部の議員から出ており、利用者から不安の声が上がっております。乗車人数、運行収入が着実に伸びているにもかかわらず、デマンド交通に切り替えなければならぬ理由を説明願います。巡回バスについての展望と平成十八年度からの行政としての考え方、施策をお聞かせください。

行政改革を本気で推進するのであれば税金の使途について長期のスパンで考え他部署との関連も考えてはいかげでしょうか。旧石岡地域には新生が十人にも満たない小学

校もあり複式学級で授業を行っています。子供は競い合っ
てこそ能力が発揮できるもの、相手に思いやりを持つこともできるのです。このような現実を見ると、学校の統廃合が必要な時期になったと感じます。旧石岡地域を六校（小中一貫校も含む）に、旧八郷地域は九校に集約、計十五校になります。現在の二十七校はこれから先、五十年間で建て替えなければなりません。費用は約七百八十三億円かかります。統合した十五学区に各一台ずつバスを回すと年間三億六千万円、五十年間



でも百八十億円でバスを走らせることができます。子供の安全とバス運行の確保、このような効率的な税金の使途について市長はいかがお考えでしょうか。

市長 巡回バスは、平成十五年九月からモデル運行として試行が開始されてきました。一日の利用者数は微増ながら伸びておりますが、巡回バスが通らない地区や、バス停まで離れた地区の方々などのご苦勞やご要望にはお答えできないこと、また、財政負担が大きいことも事実でございます。そこで、バスとタクシーのメリツトを併せ持ったデマンド交通に着目し研究を進めてまいりました。

まず切り替える理由ですが、比較的安価な利用料金でドアからドアへの細かい

なサービスを展開することができ、財政負担のより少ないシステムであることが挙げられます。

次に、巡回バスの将来展望と平成十八年度からの考え方と施策についてですが、現行の試行運行を見る限り、今後も乗車率は低迷をたどることが予測されます。便によつては乗客のない便も見受けられ、また、法律の枠内で運行する路線バスのため、きめ細かなサービスは無理であり、財政支出の抑制など総合的に判断した結果、デマンド交通システムの整備を推進していきたいと考えています。

学校の統廃合を含めた効率的な税金の使途については、少子化の中にあつて学校の統廃合は今後課題になつてくると思ひますが、また庁内でも議論が進んでおらず、お答えできる状況にはございません。一つのご提案として今後研究させていただきたいと思ひます。

通告書の内容は

- ①市内巡回バス運行について
- ②総合計画と行政評価

Question

土地の境界を決める地籍調査 境界の承認と立会い記録の法的見解は

Answer

規定に基づいて関係者立会いのもと調査し、その記録と法的閲覧をもって承認とみなす



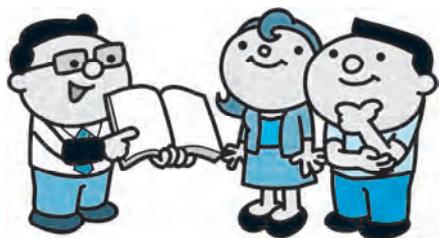
はらのしげあき 議員
はら しな 藁科

問 国土調査について伺います。国土調査とは、国が推し進める地籍調査とも言い換えられ、私たちの大切な土地の境界を決める一大事業です。境杭というのは、大変な問題が起きる場合もあります。例えば、村上六軒線治いには大きなシヨッピングセンターがあります。ですが、仮に地籍調査が難航して村上六軒線からシヨッピングセンターへの侵入経路がふさがれるような事態となりますと、収入の減によるテナントの撤退、それにより税収が大きく減ることも考えられるわけです。

このように重要な国土調査ですから、行司役を務める行政は、法的な知識を踏まえた上で調査に立ち会い、説得力

のある対応をすることが望まれます。そこで伺いますが、立会い記録を確認するための「地籍調査票」というものがありますか。また、境界の承認と立会いの記録等について、法的見解をお示し願いたいと思います。

また、道路や水路などの官地の部分にあたる「長狭物」の境界や、官地の確認の仕方についても、行政としての基本的な考え方を聞かせたいと思います。



経済部長 地籍調査票は、地籍調査作業規定に基づいて作成し、保管されており、この様式は、国土交通省土地局長通知により定められており、地籍調査前及び調査後の所有者、住所、地番、地目、地籍等の記載及び関係者の同意の署名と押印、その土地の移動事項が記録されています。次に、承認と立会いの法的な見解ですが、地籍調査は、前述の規定により調査図素図に基づいて関係者の立会いを求め、所有者、地番、地目、境界の確認を行う現地調査を実施して、その経緯を地籍調査票に記載することとなりますので、その記録及び法的閲覧をもって承認と考えております。

長狭物の境界の確認方法は、旧公図等によりその幅員を確認し、隣接する民地の両地権者ごとの現地の境界の同意によります。したがって、長狭物の管理者及び両地権者の同意がない場合には、その長狭物の幅員が確保できませんので、いわゆる形決めとしての確認はできません。

官地の境界の確認は、隣接する民地ごとの境界同意が必

要です。同意が得られたところでは測量や面積計算等ができませんが、確認が得られない箇所についてはその場所のみ筆界未定となります。

また、石岡市の調査の進捗率は九十割、残り四・四四平方キロメートルです。



通告書の内容は

- ① 国土調査について
- ② 市長の報酬及び三役の報酬について

Question

新市建設の要となる財政問題
市長は財政の効率的配分をどう考えるか

Answer

施策の優先順位を厳しく選択し、
需要に基づいて重点的・効率的配分を行う

問 新市誕生に伴い、新市で実施する施策は新市建設計画に基づいて進めることとなりますが、この中には、本来であれば県の責任で進めるはずの事業が列記されています。また、県の財政難を理由に、各議員からは、合併特例債を使って早期の実現を望む事業も話があがっています。仮に合併特例債を利用して計画にない事業まで進めることになりますと、将来に財政負担を残しかねません。そのような考えから、当市が合併特例債を使って行う事業は何か、確認をしたいと思えます。

新市建設には多くの課題がありますが、その要となるのが財政問題です。そこで、財政の効率的配分と今後の財源



かな い かず お
金井 一夫 議員

確保について、市長の考えを伺います。

また、都市計画道路「駅前・東ノ辻線」の一部区間が完成し、村上・六軒線へと続く、残り一千二百メートルが未整備のままですが、私は、さまざまな道路計画の中でもこの路線の整備が最も財政波及効果が高いと思います。さらに、隣接するアルコール工場跡地を安価で買収しておくことで、代替地として利用することが可能です。この路線の整備をどのように進めていくのか、考えを伺いたいと思います。



▲「駅前・東ノ辻線」の一部区間が完成

企画部長 特例債事業は、一体性の速やかな確立を図るための事業と、均衡ある発展に資するための事業があります。前者については、四路線の整備と複合文化施設の建設事業、後者は給食センターや小中学校の改築事業を計画しています。

都市建設部長 合併特例債事業の対象路線は、村上・六軒線、貝地・高浜線、上林・上首線、美野里・八郷線の四路線です。路線ごとに問題点を精査し、地元説明会を開催して、協力を得ながら実施していきたいと思えます。

駅前・東ノ辻線については、区画整理内の部分の年内完成を目指し、整備しています。この完成によって、アルコール工場跡地の交差点は変則交差となりますので、国庫補助事業として改良に着手していく考えです。未整備の一千二百メートルについても、引き続き早急に整備するものと認識しています。

現在、県が進める都市計画道路の見直しの中で、当市はモデル都市の指定を受けて未着手路線の必要性について調

査を進めています。この調査結果を踏まえ、実現可能な方を策を協議しながら早急に整備していきたいと考えます。

市長 財源の効率的な配分については、経費の徹底した削減・合理化を図るため、各種施策の優先順位を厳しく選択し、情勢の変化に即応した需要に対して財源の重点的・効率的な配分を行っていく考えです。また、魅力ある施策展開により定住人口・交流人口を増やし、企業誘致を進めることで税源の涵養に努めてまいります。

アルコール工場跡地については、公共用地としての活用も考えられるという気持ちに変わりはありませんので、情報収集に努めて対応を考えていきます。

通告書の内容は

①市長就任にあたり新市建設の要は何と考えているのか

Question

税制改悪による年金受給者の負担増を
介護保険料に充当することはできないか

Answer

被保険者が応分の負担をするのが原則
制度の中で財源確保に心がけたい

問 平成十七年六月に提出された専決議案により、年金受給者への課税という、高齢者に大きな負担を強いる条例改正がありました。介護保険においては、十八年度に保険料の見直しも含めた制度改正があります。その前段として十月から利用者負担が実施され、大変な負担増となっております。しかもこの負担増は、十八年度以降、所得税や住民税の課税によってさらに大きな負担となることが予想されます。

具体的に数字を挙げますと、年金収入が二百五十万円の場合、十七年に一万七千六百円であった税額が、十八年には十二万七千七百円となり、十一万円もの負担増になるそう



こまつ みよこ
小松 美代子 議員

です。年金に頼って生活する方が多いわけですから、この税制改革は介護保険料、国民健康保険、さまざまところに波及し、これ以上の負担額が出てくると考えられます。そこで、税控除の減額と定率減税の段階的廃止による市民への負担増と、税収の増加見込み額について伺います。また、このように年金受給者に負担を強いることで得られる税収ですから、増収分を介護保険料に充当し、介護保険制度改正後もできる限り現在の保険料を維持していただきたいと考えますが、いかがですか。考えを伺います。



総務部長 六十五歳以上の年金受給者の方は、市内に約一万五千人おりますが、そのうち課税対象者は二割弱となっております。課税対象者のうち二〇〜三百万円の方が全体の六十三割を占めます。年金収入二百五十万円の場合は、議員ご指摘のとおり負担増となります。この負担増の要因は、①六十五歳以上の高齢者控除が廃止されること、②定率減税の段階的廃止により十八年度の減税措置が今までの二分の一になること、③所得金額百二十五万円以下の年金受給者の方への非課税の段階的廃止です。平成十七年度データをもとに定率減税の段階的廃止による住民税の予測額を算出しますと、一億五千九百八十八万三千円、高齢者控除廃止による分が三千九百六十八万六千四百円、合計で一億九千六百六十九万七千七百円の税収が見込まれます。

保健福祉部長 税制改正に伴う増税分を介護保険制度に活用できないかということですが、介護保険制度は、助け合いの精神のもとに創設された事業であり、諸事業の経費は

被保険者が応分の負担をすることが原則です。制度の中で低所得者に対して減免制度が設けられていますので、当面は、制度の中で財源確保に心がけたいと思います。



通告書の内容は

- ①朝日小学校跡地等の活用について
- ②アスベスト問題について
- ③税制の改悪と介護保険制度の見直しについて

Question

市民が利用する公共建築物について
耐震強度の調査結果をお示しいただきたい

Answer

公共施設は、県の建築確認を受けている
本庁舎についてはしかるべき補修が必要



池田 正文 議員

問 連日、マスコミ、新聞紙
上等で耐震強度の偽装問題が
大きく取り上げられて社会的
な問題になっていきます。行政
として市民が日常的に利用し
ている公共建築物について、
この際、耐震強度を明らかに
し、市民の不安を払拭するこ
とが大変重要であると考えま
す。

今回、その中でも特に市民
に身近で日常的に利用する代
表的なものである市営住宅、
学校、市庁舎について、その
構造等の種類及び建築年代の
分布はどのようになっている
のかお伺いします。耐震強度
の設計についても、昭和五十
六年にできた新耐震基準の改
正前と改正後に分けてご説明
願います。

また、本市における公共建
築物の耐震強度調査ですが、
構造の種類や建築年代を十分
精査し、適宜調査を実施する
必要があると思います。そこ
で、本市の公共建築物はどの
程度の耐震強度を有している
のか、過去の調査の状況と今
回の調査と併せてお伺いしま
す。

都市建設部長 市の施設の耐
震強度の設計については、信
頼できる設計者に委託し適切
に設計を行い、建築確認は民
間機関でなく、すべて県によ
る確認を受けております。耐
震基準改正前後の強度につい
ては、旧基準も関東大震災を
想定していた基準であり、改
正内容も地震の規模の変更で
はなく、建築物に加わる力の
分布についての変更となって
います。

市営住宅の状況については、
現在六百二十戸を管理してお
りますが、建築年代は昭和三
十年から平成十四年、階層は
一階建てから五階建てとなつ
ており、その中の一つは、鉄
筋コンクリート造りで新基準

により適切に設計しており、
木造以外のほかの建物につい
ては、国や県の規格によるプ
レキャストコンクリート造り
で、信頼性の高いものです。
旧基準での設計については、
県の検証により補強等の必要
はないとのことです。

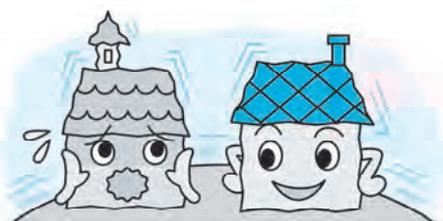
教育次長 市内小中学校は全
二十七校ございます。昭和三
十五年から平成十四年に建築
され、校舎は鉄筋コンクリー
ト造りとなっておりますが、
平成十四年に完成した府中中
学校校舎については、プレキ
ヤストコンクリート工法を採
用し、地震対策の信頼性の高
いものになっていきます。いず
れも信頼できる設計者により
設計され、建築確認は県によ
って行われております。

企画部長 市庁舎については、
石岡本庁舎は昭和四十九年建
築、八郷庁舎は平成六年建築
となっております、それぞれ地上
四階、地下一階の鉄筋コンク
リート造りとなっております。
石岡本庁舎については、建
築年代が新耐震基準以前のた
め、現行基準と同等の強度を
確保するためには、しかるべ

き補修が必要であると認識し
ております。今後は、執務環
境の機能を損なうことがない
ような工法など、工事手段の
検討が必要であると考えてお
ります。

通告書の内容は

- ①市内公共建造物の耐震強度
現況について
- ②新・石岡市における市長の
市政運営、各施策について



Question

市長の政治姿勢の中で、
特に「レジオネラ事件」の対応について伺う

Answer

すべての被害者の方と示談が終了。
二度と起こさないよう、管理の徹底に努める

問 横田市長は、多くの市民の皆様の期待を背負って、新しい石岡市の市長に就任されました。私は、市民の声に耳を傾ける、また、市民の代表である議員の声に耳を傾ける市長であってほしいと考えます。そこで、これまでのまちづくりを振り返りながら、市長の政治姿勢、特にひまわりの館でのレジオネラ症事件の対応について伺いたいと思います。

レジオネラ症事件は、平成十二年六月に新聞に出たのが始まりであり、事件発生までにひまわりの館で入浴した方が約一万六千人、うち二百六十九名の示談が成立しました。市長はそれをもってすべての補償が終了したとして、後遺



やま ぐち あきら
山口 晟 議員

症の残った方を再確認する意思もなく、合併を迎えてしまったわけです。

ところが、私が市民の方にアンケートをとりましたところ、大変反響があり、補償を認められずあきらめていた方や、風邪の状態が続いている方などがおられました。そのような状態であるにもかかわらず、なぜ市長は、すべてが終了したと言うことができるのでしょうか。私は、石岡市としてもう一度、レジオネラ症患者の再確認をするべきであると思います。そこで、市長のお考えをお聞かせいただきます。

市長 旧石岡市時代でありませんが、平成十二年六月にふれあいの里石岡「ひまわりの館」の入浴施設で発生しましたレジオネラ症事件での補償につきましては、被害者すべての方との示談が終了いたしました。

レジオネラ症事件では、多くの被害者、ご家族、あるいはご遺族、並びに市民の皆様にご迷惑をおかけいたしました。

た。この施設につきましては、二度とこのような事故を起こさないよう、安全管理マニュアルに沿いまして管理の徹底に努めているところであります。ご理解いただきたいと思います。



①市長の政治姿勢について

通告書の内容は

第1回
定例会議案
質疑

三名の議員が登壇し、
議案に対する質疑を行いました。

火災予防条例の一部改正

住宅用防災警報器・報知器の設置が
義務づけられるが、この改正の目的と
当市の住宅火災の発生状況は

こく
し
すすむ
議員
進

問 石岡市火災予防条例の一部改正について伺います。今回の改正により、住宅に住宅用防災警報器または住宅用防災報知器の設置が義務づけられることになるわけですが、この改正の目的は何のためなのか、最近の住宅火災の発生状況とあわせて伺います。

また、設置義務化に伴う補助制度や設置をしなかった場合の罰則規定があるのかお伺いいたします。

さらに、悪質な訪問販売業者による被害が発生することも予想されますので、その対応はどのように考えているのかお示し願います。

また、既存住宅への実施時期が五年先の平成二十三年六月一日からとしておりますが、なぜすぐに実施しないのかお伺いいたします。

消防長 平成十五年における全国の住宅火災による死者数は千四十一人で、そのうちの約七割が寝室においての逃げ遅れが原因です。このように、一般住宅から火災による死者が急増しているため、住宅に感知器を設置し、火災を早期に見つけて、逃げ遅れなどによる死者をなくすという目的から法律が改正され、今回、当市の条例も改正をするものです。

次に、設置の際の補助制度ですが、広く市民を対象とした補助制度はありませんが、ひとり暮らしの高齢者の方には、日常生活用具給付等事業があります。

また、設置義務違反により火災などが発生した場合の罰則規定ですが、あくまでも火災に対する安全性を確保するための支援という位置づけです。罰則規定はありません。悪質な訪問販売業者への対応については、市報やホームページ等を使って、市民の皆様への周知を図っていきたいと思います。

次に、既存住宅の実施時期がなぜ五年先かということですが、今回の制度は一般住宅

を対象とした新しい制度ですので、市民の皆様にご認識していただくため、広報などによる十分な期間が必要なおこと、設置のための需要増加に伴い機器の単価が下がっていくことが予想されますので実施を五年先としたわけです。

しかし、既存住宅につきましてもできるだけ早い時期に設置していただけますよう、普及啓発に取り組んでいきたいと思っております。

通告書の内容は

①議案第二十四号 石岡市火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて

広域的な滞納整理を行う 「茨城租税債権管理機構」

当市の滞納額の現況と管理機構への移管状況、
税の公平性に対する市長の考えを伺う

池田 正文 議員
いけだ まさふみ

問 茨城租税債権管理機構規約の一部改正について伺います。

地方分権の推進に伴い、地方自治体はより自主的・自立的な財政運営が求められています。しかしながら、財政状況は、依然として税収が低迷し極めて厳しい状態にあり、税の滞納も年々広域化・複雑化し、処理困難な事業が急増しています。

その対応を図るため、市町村の収入未済額の縮減を図るため、市町村が単独で取り組むよりも、広域的な徴税体制を整備し、専門的で効率的な滞納整理を行うため茨城租税債権管理機構が発足したわけですが、直近の旧石岡市並びに旧八郷町の収入未済額はどのくらいあるのか伺います。

次に、茨城租税債権管理機構へ移管する場合の基準、さらに移管の状況と収入額についてお伺いいたします。税の公平は非常に大切な問題です。行政を執行する

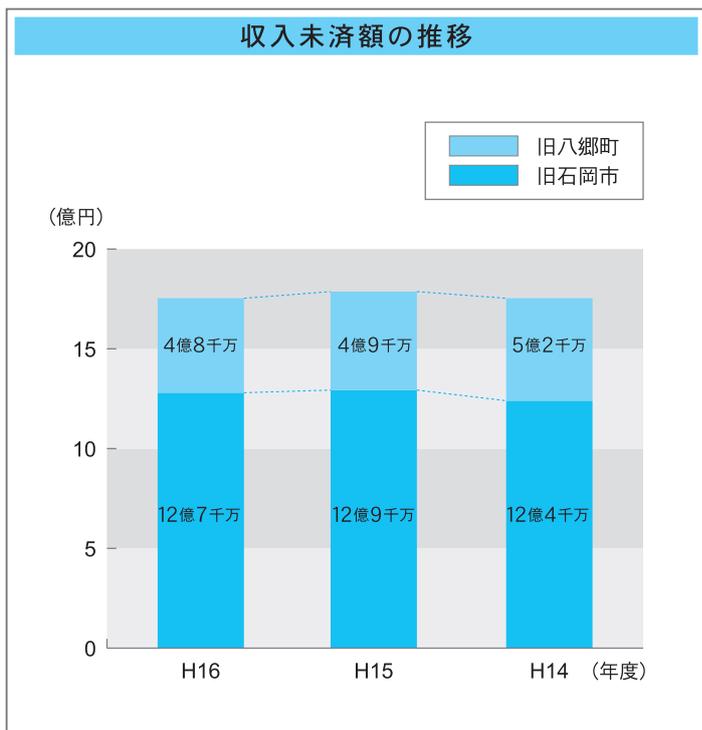
市長としてどのような考えをお持ちかお伺いします。

総務部長 税にかかわります収入未済額は、平成十六年度末で、旧石岡市分が十二億七千九百八十六万七千円、旧八郷町分が四億八千五百五十一万九千円、合算で十七億六千五百三十八万六千円ありました。新市に引き継いだ滞納額は、平成十七年九月末現在で十六億七千三百五十一万八千

円です。

次に、茨城租税債権管理機構への移管は、大口滞納であるもの、催告に応じず差し押さえ等の処分が必要なもの、広域的な財産調査が必要なものなどを基準にしています。平成十六年度の移管状況と収納額は、旧石岡市分が三十一件、税額で約一億三百万円、旧八郷町分が一件、税額で百十萬八千円を移管し、その収入額は旧石岡市分が四千九百九十七万円、旧八郷町が平成

収入未済額の推移



通告書の内容は

- ① 議案第二十四号 石岡市火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて
- ② 議案第二十七号 茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について
- ③ 議案第三十号 茨城租税債権管理機構規約の一部改正について
- ④ 議案第三十一号 備品購入契約の締結について（消防ポンプ自動車購入）

十五年度の継続分を含め七百七十五万円でした。

市長 税の公平性や税負担の公平性、あるいはまた財源の確保という観点からも収納、滞納については緊急に取り組まなければならない問題と認識しています。滞納額をできる限り少なくするよう、一層体制の強化に努めてまいりたいと考えています。

消防ポンプ自動車の購入について

指名競争入札の状況と契約金額、
今後の消防ポンプ自動車の更新予定について伺う

こまつ みよこ
小松美代子 議員

問 消防ポンプ自動車の購入について伺います。
今回、指名競争入札による契約ですが、指名業者は何社だったのかお伺いします。

また、契約金額は二千五百三十七千円ですが、予定価格、落札価格はいくらであったのかお伺いします。
それから、今回二台同時に更新した理由と国庫補助について伺います。
また、今後の消防ポンプ自動車の更新の予定はどうかお伺いします。
そして、消防車両などの充実は必要ですが、一方、消防団員の確保がなかなか難しいということを聞いていますが、どのような状況なのかお伺いします。

消防長 指名競争入札の業者選定については、まず、運転操作性、消防団員の安全性の確保、メンテナンスの観点から選定委員会において車種を決定し、緊急車両の特性により突然の故障などの対応を重視し、メンテナンスの有効性から指名業者を三社に絞りました。

次に、予定価格は、現在の消防団車両標準装備をもとに仕様書をつくり、二台で二千四百八十七万円、落札金額は

二千三百九十四万円です。(消費税抜きの金額)

また、今回二台を同時に更新した理由は、十八年、十九年と長く使っている車両であり、一台が千三百万円程度なので、国庫補助対象が二十万円以上ということもあり、二台をあわせて国に申請し、補助の内定をいただいています。

次に、消防車両の更新については、運用に支障がないよう実施計画を策定し、順次更新していく予定です。来年度

は、第五分団の車両を更新する予定となっています。
次に、消防団員は、暑いときでも寒いときでも緊急があった場合には、夜中であっても出ていただいて市民の生命・財産を守っていただいています。そういうなかで、現在はなかなか手がなく消防団員の確保が大変な状況にあります。



▲ 第7分団・第10分団の消防ポンプ自動車を更新

通告書の内容は

- ① 議案第二十四号 石岡市火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて
- ② 議案第三十一号 備品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車購入)



請願 & 陳情

「少人数学級」の導入に
よりきめ細かなゆきとど
いた教育の実現を求め
る陳情

付託 平成十七年第一回定

例会

要旨 平成十七年五月、文部科学省は「教職員配置等の在り方に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、少人数学級実現にむけ、平成十八年度からの「次期教職員配置改善計画」の検討を始めているが、教え込む教育から共に学ぶゆきとどいた教育を実現す

るには、「三十人学級」など、欧米並の少人数学級が不可欠である。

私たちは、教育を社会の中心目標に、きめ細かなゆきとどいた教育を実現するため、国の負担・責任において少人数学級を全国斉一に実施する必要があると考える。そのため、政府が現行の第七次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画にかわる、少人数学級を導入した新たな定数改善計画を早急に策定するよう、貴議会が政府に対し、「『少人数学級』の導入によりきめ細かなゆきとどいた教育の実現を強く求める意見書」を決議され、関係大臣に送付することを陳情する。

〔陳情事項〕

きめ細かなゆきとどいた教育を実現するため、あらたな教職員定数改善計画を策定し、「少人数学級」の導入を全国斉一に実施する。

また、地域や子どもの状況をふまえた多様な教育活動が推進できるように、学校、市町村教委が主体的に教職員配置を行えるしくみに改善すること。

委員長報告の要旨 議会運営

当市議会の慣例により、議会運営委員会付託分の委員長報告は省略

審査結果

採択

義務教育費国庫負担制度の堅持を求める陳情

付託 平成十七年第一回定

例会

要旨 義務教育費国庫負担制度については、学級編制や教職員転置の弾力化の必要性も指摘されているが、この制度は、「最低保障」を担保するためのものであり、総額裁量性の導入により「自由度」のあるものである。現に国庫負担制度の加配教職員定数を活用するなどして、四十二道府県が独自の「三十人学級」など、少人数学級を導入している。

制度の廃止、一般財源化は、税源の偏在性と今後削減が必ずである地方交付税の状況を考えれば、都道府県間での教育水準だけでなく、市町村間の教育水準の格差の拡大を引き起こすおそれがある。教育の機会均等とその水準の維持

向上をはかる「義務教育費国庫負担制度」は、厳しい地方自治体の財政状況の中で極めて重要な位置を占めている。

本年度も、義務教育費国庫負担制度を維持するため、貴議会が負担法の本来の趣旨にたらしめて、全ての教職員の給与と費用堅持を求める意見書を決議され、関係大臣に送付することを陳情する。

〔陳情事項〕

義務教育制度の根幹である、教育の機会均等・水準確保・無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

また、教育に関する費用負担の在り方については、教育論から議論を尽くした上で判断すべきであり、政府は、中央教育審議会における結論を十分に尊重すること。

委員長報告の要旨 議会運営

当市議会の慣例により、議会運営委員会付託分の委員長報告は省略

審査結果

継続審査

意見書

石岡市議会の

第1回定例会では、
以下の意見書5件を可決し、
関係行政庁や国会などへ送付しました。

「少人数学級」の導入に
よりきめ細かなゆきとど
いた教育の実現を求める
意見書

少子・高齢化社会がすすむ中で、二十一世紀はとりわけ教育と福祉が重視されなくてはならない。今、学校教育に求められていることは、子ども一人ひとりが大切にされゆたかな人間関係の中で教育が行われることである。「共に生き、学び、育つ」学校をめざし、「地域に生きる学校」づくりをすすめることは、子ども・保護者・地域住民・教職員の共通の願いである。

や教育委員会が主体的に運営できるしくみに改善することが喫緊の課題である。

平成十六年度、「三十人学級」など独自に学年の学級定員を引き下げ、少人数学級を実施しているのは四十二道府県にのぼっている。保護者・学校現場からは子どもたちへのきめ細かな指導がはかられ効果があるとの報告が数多くあがっているが、財源不足から一部の学年に留まっていたり、常勤教諭ではないなどの実態があり、地域間格差も生じている。また、市町村へ財政負担を求める動きも出ている。

平成十七年五月、文部科学省は「教職員配置等の在り方に関する調査研究協力者会議」を立ち上げ、少人数学級の実現にむけ、平成十八年度からの「次期教職員配置改善計画」の検討を始めているが、教え込む教育から共に学ぶゆきとどいた教育を実現するには、「三十人学級」など、欧米並の少人数学級が不可欠である。

政府においては、

これら地方からのニーズにこたえるべく教育を社会の中心目標にきめ細かなゆきとどいた教育を実現するために、国の負担・責任において少人数学級を全国斉一に実施する必要があると考える。そのため、政府が現行の第七次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画にかわる、少人数学級を導入した新たな定数改善計画を早急に策定するよう強く要望する。

送付先 内閣総理大臣・総務大臣・財務大臣・文部科学大臣

真の「地方分権改革の確実な実現に関する意見書

「三位一体の改革」は、小泉内閣総理大臣が進める「国から地方へ」の構造改革の最大の柱であり、全国一律・画一的な施策を転換し、地方の自由度を高め、効率的な行政運営を確立することにある。

地方六団体は、平成十八年度までの第一期改革において、三兆円の税源移譲を確実

に実施するため、昨年の三・二兆円の国庫補助負担金改革案の提出に続き、政府からの再度の要請により、去る七月二十日に残り六千億円の確実な税源移譲を目指して、「国庫補助負担金等に関する改革案（二）」を取りまとめ、改めて小泉内閣総理大臣に提出したところである。

政府・与党においては、去る十一月三十日、「三位一体の改革について」決定され、地方への三兆円の税源移譲、施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲の対象とされ、また、生活保護費負担金の地方への負担転嫁を行わなかったことは評価するものであるが、「地方の改革案」になかった児童扶養手当や児童手当、義務教育費国庫負担金の負担率の引き下げなど、真の地方分権改革の理念に沿わない内容や課題も多く含まれ、今後、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、「地方の改革案」に沿って平成十九年度以降も「第二期改革」として、更なる改革を強力に推進する必要がある。

よって、国においては、平成十八年度の地方税財政対策

において、真の地方分権改革を実現するよう、下記事項の実現を強く求める。

記

1 地方交付税の所要総額の確保

平成十八年度の地方交付税については、「基本方針二〇〇五」の閣議決定を踏まえ、地方公共団体の安定的財政運営に支障を来たすことのないよう、地方交付税の所要総額を確保すること。

また、税源移譲が行われても、税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税の算定等を通じて確実に財源措置を行うこと。

2 三兆円規模の確実な税源移譲

三兆円規模の税源移譲に当たっては、所得税から個人住民税への十割比例税率化により実現すること。

また、個人所得課税全体で実質的な増税とならないよう適切な負担調整措置を講ずること。

3 都市税源の充実確保

個人住民税は、負担分任の性格を有するとともに、福祉等の対人サービスを安定的に支えていく上で極めて重要な税であり、市町村への配分割合を高めること。

4 真の地方分権改革のための「第二期改革」の実施

政府においては、「三位一体の改革」を平成十八年度までの第一期改革にとどめることなく、「真の地方分権改革の確実な実現」に向け、平成十九年度以降も「第二期改革」として「地方の改革案」に沿った更なる改革を引き続き強力に推進すること。

5 義務教育費国庫補助負担金について

地方が創意と工夫に満ちた教育行政を展開するため、「地方の改革案」に沿った税源移譲を実現すること。

6 施設整備費国庫補助負担金について

施設整備費国庫補助負担金の一部について税源移譲割合が五十割とされ、税源移譲の対象とされたところではある

が、地方の裁量を高めるため、「第二期改革」において、「地方の改革案」に沿った施設整備費国庫補助負担金の税源移譲を実現すること。

7 法定率分の引き上げ等の確実な財源措置

税源移譲に伴う地方財源不足に対する補てんについては、地方交付税法の原則に従い、法定率分の引き上げで対応すること。

8 地方財政計画における決算かい離の同時一体的な是正

地方財政計画と決算とのかい離については、平成十八年度以降についても、引き続き、同時一体的に規模是正を行うこと。

9 「国と地方の協議の場」の制度化

「真の地方分権改革の確実な実現」を推進するため、「国と地方の協議の場」を定期的に開催し、これを制度化すること。

官房長官・総務大臣・財務大臣・内閣府特命担当大臣「経済財政政策・金融担当」

議会制度改革の早期実現に関する意見書

国においては、現在、第二十八次地方制度調査会において「議会のあり方」について調査・審議を行っており、このような状況を踏まえ全国市議会議長会は、先に「地方議会の充実強化」に向けた自己改革への取り組み強化についての決意を同調査会に対し表明するとともに、必要な制度改正要望を提出したところである。

しかしながら、同調査会の審議動向を見ると、全国市議会議長会をはじめとした三議長会の要望が十分反映されていない状況にある。

本格的な地方分権時代を迎え、住民自治の根幹をなす議会がその期待される役割と責任を果たしていくためには、地方議会制度の改正が必要不可欠である。

よって、国においては、現在検討されている事項を

め、とりわけ左記の事項について、今次地方制度調査会において十分審議の上、抜本的な制度改革が行われるよう強く求める。

記

- 1 議会の招集権を議長に付与すること
- 2 地方自治法第九十六条第二項の法定受託事務に係る制限を廃止するなど議決権を拡大すること
- 3 専決処分要件を見直すとともに、不承認の場合の首長の対応措置を義務付けること



- 4 議会に附属機関の設置を可能とすること
- 5 議会の内部機関の設置を自由化すること
- 6 調査権・監視権を強化すること
- 7 地方自治法第二百三条から「議会の議員」を除き、別途「公選職」という新たな分類項目に位置付けるとともに、職務遂行の対価についてもこれにふさわしい名称に改めること

送付先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・総務大臣

「事業仕分け」による行財政の効率化を求める意見書

国債残高は今年度末、約五百三十八兆円に達する見込みであり、国民一人当たり五百万円もの債務を負う計算になる。これまで小泉内閣は、財政を健全化させるために歳出の削減に取り組み、五年前と比べると公共事業は二十％、政府開発援助は二十五％の減となり、一般歳出全体を見れば

社会保障関係費を除いて十四％の圧縮をしてきた。しかし、高齢化の影響は大きく、社会保障関係費は五年前と比べて二十二％も伸びている。

今後、歳入や税制の改革は避けて通れないのが現状である。しかし、安易に増税論議を先行させるのは早計であり、まずは徹底した歳出見直し・削減が先決である。この際、徹底的に行財政のムダを省くために、国の全事業を洗い直す「事業仕分け」を実施すべきである。「事業仕分け」は、民間の専門家による視点を導入して徹底した論議を行なうため、行政担当者の意識改革にもつながり、関係者の納得の上で歳出削減を実現しようとする点も評価されている。

既に一部の地方自治体（八県四市）では、民間シンクタンク等の協力を得て「事業仕分け」を実施。行政の仕事として本当に必要かどうかを洗い直し、「不要」「民間委託」「他の行政機関の事業」「引き続きやるべき事業」に仕分けした結果、県・市レベルともに「不要」「民間委託」が

合わせて平均約一割に上り、予算の約一割に相当する大幅な削減が見込まれているという。

国民へのサービスを下下させないためには、「事業仕分け」の手法による大胆な歳出削減を行ない、そこから捻出された財源を財政再建に振り向けるだけでなく、その一部分は国民ニーズに応じて必要な新規事業などに活用するという、行財政の効率化を図ることが望ましい。「小さくて効率的な政府」をめざし、「事業仕分け」の断行を強く求めるものである。

送付先 内閣総理大臣・内閣官房長官

改造エアガン対策の強化を求める意見書

今年、通りすがりの者や対向車両などに対して改造エアガンにより発砲するという事件が相次いで発生し、大きな社会問題となりました。エアガン自体は違法ではなく、所持も違法ではありませんが、改造により威力を増すことに

よって大変危険な「武器」「凶器」ともなります。

警察庁は事件の続発を受けて、十月十一日、各都道府県警察に対して、改造エアガンに対する取り締まりの強化等の通達を出していますが、単に警察による取り締まり強化のみならず、関連する業界団体による自主規制の強化、販売店等への指導強化など、多角的、総合的に改造エアガンによる事件の再発防止に全力を挙げるべきであり、下記の項目を実施するよう強く要望いたします。

記

- 1 インターネットを通じて改造エアガンそのものや、改造のための部品入手、さらには改造方法などの情報の入手が容易になっていく。サイバーパトロールを徹底して、改造エアガン、改造用の部品の販売等についても取り締まりを強化すること。

- 1 前項に関連して、プロバイダーやサイト運営者に対し、改造エアガンの出品や

情報提供に関する自主規制を促すこと。

- 1 玩具としてのエアガンを扱っている業界団体に、改造防止のための自主規制などを行なうよう求めること。

- 1 青少年への影響を考え、警察などから保護者等に対してエアガンに関する広報を行なうこと。

送付先 内閣総理大臣・経済産業大臣・国家公安委員会委員長／内閣府特命担当大臣（防災）有事法制担当



市長提出議案の概要と審査結果

第1回定例会(11月30日～12月19日)に提出された議案の概要と、その審査結果は次のとおりです。

議案第8号	平成17年度石岡市一般会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140億9,197万6,000円。	原案可決
議案第9号	平成17年度石岡市授産所特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,609万5,000円。	原案可決
議案第10号	平成17年度石岡市国民健康保険特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ51億5,394万3,000円。	原案可決
議案第11号	平成17年度石岡市簡易水道事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,424万円。	原案可決
議案第12号	平成17年度石岡市下水道事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億838万4,000円。	原案可決
議案第13号	平成17年度石岡市駐車場特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,596万7,000円。	原案可決
議案第14号	平成17年度石岡市老人保健特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38億1,238万4,000円。	原案可決
議案第15号	平成17年度石岡都市計画事業石岡駅東土地区画整理事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億3,920万8,000円。	原案可決
議案第16号	平成17年度石岡市農業集落排水事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6億689万3,000円。	原案可決
議案第17号	平成17年度石岡市公共用地先行取得事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億589万2,000円。	原案可決
議案第18号	平成17年度石岡市霊園事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,995万円。	原案可決
議案第19号	平成17年度石岡市介護保険特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ22億1,596万7,000円。	原案可決
議案第20号	平成17年度石岡市介護サービス事業特別会計予算 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億9,400万9,000円。	原案可決
議案第21号	平成17年度石岡市水道事業会計予算 収益的収入は254,375千円、収益的支出は323,436千円、資本的収入は754千円、資本的支出は235,255千円。不足する額234,501千円は過年度分損益勘定留保資金で補てんする。	原案可決
議案第22号	石岡市長職務執行者の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例を制定することについて 石岡市長の就任に伴って、市長職務執行者に係る当該条例を廃止しようとするもの。	原案可決
議案第23号	石岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を制定することについて 国家公務員の給与が人事院勧告に伴い改正されたため、これに準じて本市職員の給与を改正しようとするもの。 【改正要綱】 (1)すべての級のすべての給料月額を平均で0.3%引き下げる。 (2)配偶者に係る扶養手当の支給月額を「1万3,500円」から「1万3,000円」に引き下げる。 (3)勤勉手当の支給月額を0.05月引き上げ、年間の年末の期末・勤勉手当支給月数を4.45月とする。 (4)特別職及び教育長に係る期末手当の支給月額を0.05月引き上げ、年間の期末手当支給月数を3.35月とする。	原案可決
議案第24号	石岡市火災予防条例の一部を改正する条例を制定することについて 消防法の改正に伴い、住宅用防災警報器又は住宅用防災報知設備の設置を義務づけようとするもの。 【改正要綱】 (1)住宅の所有者、管理者又は占有者は、住宅に住宅用防災警報器等を設置し、及び維持しなければならない。 (2)前項の住宅用防災警報器等の設置に係る当該条例の適用は、原則として新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は平成23年6月1日からとすること。	原案可決
議案第25号	湖北環境衛生組合理約の変更について 石岡市及び八郷町の合併並びに土浦市及び新治村の合併に伴い、湖北環境衛生組合理約を変更することについて、地方自治法第290条及び市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第2項の規定により提案されたもの。	原案可決

議案第26号	土浦石岡地方広域市町村圏協議会を設ける普通地方公共団体の数の減少及び規約の変更について	原案可決
	土浦石岡地方広域市町村圏協議会から新治村を脱退させることについて協議するため、地方自治法第252条の6において準用する同法第252条の2第3項の規定により提案されたもの。	
議案第27号	茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について	原案可決
	平成18年8月1日から同年10月11日までの間に効力を生じた前記の市町村の廃置分合に伴い、茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少するもの。	
議案第28号	新治地方広域事務組合規約の変更について	原案可決
	新治郡新治村と土浦市の合併に伴い、平成18年2月19日をもって新治地方広域事務組合から新治郡新治村を脱退せしめるとともに、同年2月20日から土浦市が旧新治村区域を対象として、ごみ処理、老人福祉事務について同組合に加入することとし、新治地方広域事務組合規約を変更することについて協議するため、市町村の合併の特例に関する法律附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有するとされる、同法第9条の2第2項の規定に基づいて提案されたもの。	
議案第29号	新治地方広域事務組合の財産処分について	原案可決
	新治村と土浦市の合併により、新治地方広域事務組合から新治村が脱退すること及び共同処理する事務の変更に伴う財産処分の協議するため、地方自治法第290条の規定により提案されたもの。	
議案第30号	茨城租税債権管理機構規約の一部改正について	原案可決
	平成17年8月1日から同年10月11日までの間に効力を生じた市町村合併に伴い、茨城租税債権管理機構の規約中の関係市町村の表示の部分を改正する必要があるもの。	
議案第31号	備品購入契約の締結について(消防ポンプ自動車購入(第7分団・第10分団更新))	原案可決
	平成17年11月17日に指名競争入札に付した消防ポンプ自動車購入(第7分団・第10分団更新)につき、2,513万7,000円で契約を締結しようとするもの。	
議案第32号	市道の認定について	原案可決
	都市計画法に基づく開発行為により付け替えられた石岡字水久保地内の道路を、市道として受け入れようとするもの。	
議案第33号	市道の認定について	撤回
	建築基準法に基づく北府中二丁目地内の位置指定道路を、市道として受け入れようとするもの。	
議案第34号	市道の認定について	原案可決
	建築基準法に基づく鹿の子一丁目地内の位置指定道路を、市道として受け入れようとするもの。	
議案第35号	市道の認定について	撤回
	都市計画法に基づく開発行為により築造された総社二丁目地内の道路を、市道として受け入れようとするもの。	
議案第36号	助役の選任につき同意を求めることについて	同意
	市政の円滑な推進を図るため、菊地武雄氏(旧・八郷町長)を助役に選任しようとするもの。	
議案第37号 ～ 議案第41号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	同意
	新市設置に伴い、教育委員会委員として鶴巻勝夫氏(府中2)、石橋凱氏(国府2)、大槻光一氏(山崎)、柏木史彦氏(府中3)、寺門信行氏(小見)を新たに選任しようとするもの。	
議案第42号 ～ 議案第47号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	同意
	新市設置に伴い、固定資産評価審査委員会委員として梁浦雄二氏(石岡)、鈴木寛氏(旭台3)、宮本俊一氏(石岡)、滝田國雄氏(柿岡)、杉山匡氏(部原)、峯安信氏(上曾)を新たに選任しようとするもの。	
議案第48号 ～ 議案第49号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	同意
	新市設置に伴い、監査委員の識見を有する者として久保田満男氏(高浜)を、議会の議員から選任する者として久保田健一郎氏(村上)を新たに選任しようとするもの。	
議案第50号 ～ 議案第52号	石岡市及び事務組合公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	適任
	新市設置に伴い、石岡市及び事務組合公平委員会委員として横田由美子氏(つくば市)、仲田卓氏(国府2)、稲田佐武郎氏(柿岡)を新たに選任しようとするもの。	
諮問第1号 ～ 諮問第2号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任
	人権擁護委員7名中2名が、平成17年12月31日をもって任期満了となるので、委員の候補者として額賀密氏(根当)、大塚郁郎氏(国府1)を推薦しようとするもの。	

市、小中学校周辺の安全マップ作成へ

現在、子どもたちを犯罪から守るための市内での取組みは、当市のエンゼル・パトロール、警察・小学校PTAなどが主体となった自警団などがある。

そのような中、市当局が議会・市民経済委員会で説明したところによると、市は各小中学校に対し、学校周辺の交通危険箇所や不審者の出現箇所、交通事故の多発地点、一〇番の家などを一万分の一の白地図に落とす作業を依頼したとのこと。

白地図完成後の活用方法は決定していないというが、委員からは「たとえコストがかかって、子どもの安全が最も大切。決して後悔のないよう、財政局などと協議してよりよい安全マップを作り、活用してほしい」との要望が出された。

イベント広場に設置する複合文化施設について協議

議会・文教委員会は、市教育委員会がイベント広場（若宮三丁目）に建設を計画して

いる複合文化施設について、施設の配置案を検討した。

これまでの協議において、複合文化施設は図書館機能を核とした文化施設とするということが決まっている。

文教委員会は、利用者の利便を考え、駐車場を現・中央図書館側の道路に面した部分に配することなどを決めた。

委員会は今後も引き続き、施設の充実を期して協議を続ける。

議会

アラカルト

小規模の公園を対象に里親制度実施へ

一般に里親制度とは、市などが管理する公園や道路、河川、空き地などの公共の場所を子どもに見立て、里親となつてくれるボランティアとの間で契約をし、自主的に美化活動をいただく制度。

このたび市は、都市計画課が管理している三十一か所の公園のうち、規模の小さいも

のについて、モデル事業として里親制度を導入したい考えを明らかにした。議会・都市建設委員会で説明があった。

しかし、委員からは「従来から業者に委託していた除草・清掃や樹木のせん定と、ボランティアにお願いする部分とを明確に分けないと、両者とも困ってしまうのではないか」との指摘がなされ、市当局は「業者への委託内容を明らかにして、里親にお願い

する部分との区分けをはっきりしたい」と答弁した。

なお、この小規模公園を対象とした里親は、市報等を通じて募集したいとのこと。

旧・両市町の職員給格差は一年間で段階的に是正

市当局は、議会・総務委員会で旧市町時代の職員給の格差を是正する方法を問われ、「職員はすべて新市に新たに採用される、との考えから、

新市の基準に基づいて再計算を行った」と説明した。

この再計算により、職務の級または職位が上がった者（一般職）は、旧石岡で二百二人、旧八郷で十九人。下がった者は旧八郷町で百九十六人。異動がなかった者は旧石岡で百二十人、旧八郷で二十八人。この格差是正については、合併時から一年間をかけて段階的に実施していくとのこと。

行財政改革大綱及び実施計画を三月半ばまでに策定

市当局がかねて年度中に策定すると明言していた行財政

改革大綱及び実施計画策定について、議会・企画委員会は策定のスケジュール、方針などについて説明を受けた。

市当局によると、一月中に庁内の推進本部で一定の結論づけをし、その原案をもとに、三月半ばまでには諮問機関からの答申を得たいとのこと。また大綱等への市民参画の場としては、市ホームページで大綱案などを公表し、市民から意見を得たいとの説明が行われた。

これを受けて委員からは、人件費の抑制や行政評価システムの導入などについて要望が出された。

まもなく 第1回 定例会が開会します

3月1日 (水)	開会・議案の提案理由説明など
6日 (月)	一般質問
7日 (火)	一般質問
8日 (水)	一般質問
9日 (木)	一般質問
10日 (金)	議案質疑 (旧市町決算)
13日 (月)	議案質疑
14日 (火)	議案質疑 (新年度予算)
15日 (水)	議案質疑 (新年度予算)
16日 (木)	委員会審査 (新年度予算)
17日 (金)	委員会審査 (新年度予算)
20日 (月)	委員会審査
22日 (水)	委員会審査
23日 (木)	委員長報告 討論・採決など

※開議時間は、23日が午後2時、それ以外はすべて午前10時です。詳しくは議会事務局へお問い合わせください。